外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術概要：

©CISTEC

2013.10.15　　（　1／1　）

１３－（１）輸出貿易管理令別表第１の１３の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（１５の項の中欄に掲げるものを除く。）	判定欄	注釈	記入欄
［省令］第２５条［第１項］ 外為令別表の１３の項（１）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 －		
一　第１２条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）	【　】	付表技術	（省令第１２条第　　号　）
一の二　第１２条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【　】	付表技術	（省令第１２条第　　号　）
二　第１２条第十一号ロに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	【　】	付表技術	（省令第１２条第　　号　）
三　前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）	【　】	付表技術	（省令第１２条第　　号　） （省令第２５条第　項　　号）
四　第１２条に該当するもの（第二号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム	【　】		（省令第１２条第　　号　）
五　前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）	【　】	付表技術	

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
① 外為令別表の項番[　　]
② 貨物等省令の条項号等の番号等
[　　]
[　　]

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿